

県人教だより

ふれあい



発行所：鳥取県人権教育推進協議会（県人教）

〒680-0846 鳥取市扇町21 県立人権ひろば21ふらっと内

電話：0857(22)0578 FAX：0857(22)0593

発行者 岡崎周治

HP：<http://torikenjinkyou.sakura.ne.jp/>

新年あけましておめでとうございます

謹んで新春のお喜びを申し上げます。日頃より、各加盟市町村人・同推協、各種団体の皆様には、県人教の取組にご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。

今年も県人教は、差別の現実から深く学び、同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決に向けて、本県における学校教育、社会教育一体の人権教育を一層進めるよう努力してまいりたいと思います。みなさまのますますのご支援を心からお願い申し上げます。



第70回 全国人権・同和教育研究大会より

県人教だより161号に引き続き、昨年11月17日（土）、18日（日）に滋賀県大津市にて開催された、全人教大会での鳥取県からの報告の様子をお知らせします。

【鳥取県からの報告 2】

<第4分科会 人権確立をめざすまちづくり 第2分散会>

ある解放運動の歴史～「トラの穴」の29年～

人権学習サークル「トラの穴」

森 悟さん 福原潤一さん

会場 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール

<報告概要>

「トラの穴」

部落問題を中心に人権について学習する会で、1989年から現在まで29年間続いている。会の名前はアニメの題名と、「虎穴に入らずんば虎児を得ず」という故事成語を掛け合わせたもので、部落問題などの人権について学んでほしいという気持ちを込めている。最初の教材は本や解放新聞だったが、学習も深まり、現在は会員がレポートを持参し学び合う段階になっている。私たちがこれまで学習してきた内容は、部落史、部落の生業、土地差別、芸能、牛馬との関わり、糾弾の是非、狭山事件、天皇制、日の丸・君が代、同和对策審議会答申、同和对策特別措置法、国民的融合論、住井すゑ「橋のない川」、島崎藤村「破戒」、結婚差別、社用紙と統一応募用紙、沖縄、アイヌ、在日韓国朝鮮人、障がい者、ジェンダー、性的マイノリティーなど多岐にわたっていて、それぞれが学校や保育園での実践に生かされている。会が終了すると数日以内に学習内容をA4裏表にまとめ、「トラのこえ」という便りにして会員に送付している。



会には1つだけルールがある。それは「無理をしないこと」である。無理をしては会が続かないとの考えがあったからだ。「二人いれば学習会」、そんな気楽さが長期継続の鍵に違いない。

参加している保育士は、ムラの親や子どもたちに寄り添う保育を目指すために、部落差別についてさまざまな角度から学び、部落の歴史、生業、文化、識字学級の取り組みなど、「差別の現実から深く学ぶ」とはどういうことなのかを自問自答しながら実践を積み重ねている。

フィールドワーク

鳥取県の山間部のムラ巡りでは、解放同盟の各支部に連絡を入れ、支部長さんや青年部長さんに対応してもらいながら、1日かけてフィールドワークをした。それぞれのムラに成り立ちの違いがあり、闘いの歴史があった。特に山間部のムラには、県内で唯一の太鼓職人さんがいることがわかり、その後見学に行き、手作り太鼓キットを作っていただいたり、保育園での講演をお願いしたりして、現在では一緒に人権教育をつくる仲間としてお付き合いをさせていただいている。

「在日」のメンバーが参加した時、戦時中に米子市郊外の奈喜良という所に防空壕を掘ったと話してくれ、調査に出かけたことがある。これは戦争末期の1945年、地元の美保基地にあった魚雷を収納するために山の斜面を利用して作ったものだが、その作業に関わったのは、「在日」の人々と弓浜半島で生活する大人や子どもたちであった。日本人は日帰りであったが、朝鮮人は飯場に寝泊まりし、合計9個の防空壕を完成させている。

徳島市立食肉センターの見学で徳島市を訪れた。ノッキングの場面を是非見たいと頼み込み、作業場の奥に入れてもらった。牛の「命」をいただいているのだということが実感できた。この経験をもとに、「いのちをいただいで生きる」という授業をつくり、教育現場での実践が今も続けられている。

おわりに、そしてこれから

毎月1度学習会に集い、そこで学んだ後、それぞれの地域・職場に散っていく。そして、そこで見たこと感じたことを次の学習会に持ち寄る。この繰り返しこそが部落解放の力になると私たちは確信している。これからも淡々と、しかし心の奥には部落解放への熱い思いをもって活動していこうと思っている。

<討議内容>

報告後の質疑は、「サークルの主体はどこか」「どんな人が集まっているのか」などの具体的な質問の中から、「このトラの穴がなぜ29年間も続いているのか」を参加者が自分なりに見つけ出そうとするところから始まった。

報告者は、「組織には全く関わってなくて、自主的サークルです。私たちも高校と小学校の教員ですので、学校現場での実践が中心となっています。教職員以外の一般参加者は少ないですが、不動産屋さんやコンピュータ関係の方もおられます。子どもを連れてやってきたお母ちゃんや面白そうだから子どもたちが大勢参加したりしたこともあります。従って、主体がなんだと聞かれたら困るんですが、そういうのがトラの穴の実態です。」とありのままを答えていた。

司会者が最後に、自分の回りでもそんなサークル(仲間)ができつつあることを語った。そして、「29年と、たった三文字なんやけどどうらやましいと思った。私の周りにできつつある今のつながりが29年続くのか、続いてほしいなと思って今日を迎えています。」「なんで参加者が集まるんかの背景については、屠場見学等のフィールドワークなどを含め『差別の現実に学べる場所なんや』だから安心して参加できるという『活動の芯』を感じました。」

また、「こうあるべきであるという枠組みを決めてないから、今が語れるんだと思う。私はこんなことを思っている、そんなことが順番に聞いてもらえる、出してええと思える場所なんや。」



そんな場所を作って来た。だからサークルに参加した後、自分はこんな方向に進んで行きたいなという方向に、近づいて行こうというエネルギーになっているのかなと感じさせていただいた報告でした。全人教に集まったから進んでいこうと思えたんや、という学びを与えてくださった森さん福原さんに大きな拍手をお願いいたします。」とまとめられた。

なぜ29年間も続いているのか…

それは「差別の現実に学べる場」「今が語れる場」だからこそ

第3回鳥取県人権教育実践交流会(学校教育)

テーマ 「高等学校における部落問題学習をどう進めるか」
～部落差別解消推進法を活かして～ (仮題)

主催 鳥取県人権教育推進協議会

日時 2019年2月23日(土)

13:30～15:30

場所 鳥取県立人権ひろば21 ふらっと 2階会議室

参加申し込み 県人教 TEL0857(22)0578

～鳥取県内 人権教育学習参観記～

2016年12月に施行された部落差別解消推進法には、部落差別を解消するための教育及び啓発を行うことが明記されています。教育現場ではどのような人権教育・部落問題学習が行われているのか、参観してきた様子を報告します。

高等学校

「ワーム(虫)を食べること、どう思いますか？」

～ある高校の授業から～

高校1年生の人権学習を参観した。

黒板に大書きにされた食用ワーム(虫)。「ワームを食料とすることをどう感じるか？」との問いに対して、「気持ち悪い。」と、ざわつく生徒たち。次に「そう感じたのは何に原因があるのか？」と問われると、生徒は「ワームに原因がある」と答える。

「では、牛肉はどう？」と聞かれると、「おいしい！」と答える。「そう感じたのは何に原因があるか？」と問われると、「おいしい」と考えるのは自分であり、ワームの場合との違いにはっとして、またざわつく。「そう感じる原因」は相手にあるのではなく、評価する自分自身の認識や判断基準にあると気付き始める。

一言でまとめると、このような固定観念や偏見が人権侵害や差別につながるから、他者の価値観を尊重しようという授業だった。高校生は自分自身の認識や判断基準を振り返るとともに、他者の価値観を尊重することを学んだ授業だった。生徒はこの考えを、これから日々どう具体的に深めていくのだろうか。楽しみだ。



◆米子市では毎年、人権教育指定校の中学校区が研究発表会を行い、今年度で第43回を迎えます。今年度は淀江中学校区の保育所、小学校、中学校で公開保育・学習、研究報告が行われ、その後各会場でPTA部会を含め4分科会で話し合いが行われました。

小学校

◎お互いを認め合える人間関係を築くもとなるのは

「自分の言葉で対話する」力をつけること

淀江小学校では、「対話活動」を充実した授業を通して、豊かな人権感覚や人権意識をもった子どもを育成することを目的とした人権教育に取り組んでいる。児童の人間関係づくりの困難さには「自己表現力と他者理解力の不足」に課題があるととらえ、その克服のために、「自尊感情」「想像力や感受性」「能動的な傾聴」の育成に重点的に取り組んでいる。

6年生の道徳では、足尾鉍毒事件を明治天皇に直訴した政治家、田中正造を取り上げ、社会正義の実現のために力を尽くした田中正造の生き方から、差別や不公平さの問題を自分自身の問題としてとらえ、身近な差別や偏見に向き合おうとする公正、公平な態度を身につけることをねらいとして学習が進められた。銅山の被害を受けた村人と、それ以外の人々の立場に立ち、「苦しみをわかってくれてうれしい。」「鉍毒はよくないが、国全体のことを考えたら銅山は必要ではないか・・・。」等の率直な意見が活発に交わされた。今提唱されている「議論する道徳」「考える道徳」を、資料の登場人物になりきって自分の言葉で素直に表現する児童の姿に見ることができた。



中学校

◎「人間は尊敬されるべきもの」と謳われた水平社宣言などに学ぼうとする部落問題学習の実践が米子市の中学校で公開された

現在もなお部落差別が存在していると明記された「部落差別解消推進法」が2016年12月に施行され、今一度部落問題に学び、自らの問題として捉えなおそうとする実践が、11月22日米子市立淀江中学校で(米子市中学校区人権教育研究発表校として)公開された。

1年生は「インターネットでの適切なコミュニケーション」、2年生は「全国水平社宣言に学ぶ」、3年生では「より良い生き方を求めて」～「結婚差別」を通して～と題して授業が進められた。

3年生の授業では、先生の「結婚差別にたいして私たちにできることは」の問いに対して、生徒たちは、結婚問題はまだまだ実感できていない面があるものの、講演等で学んだ様々な考えを思い出しながら、「親に会ってもらおう」「親に相手のいいところを伝える」「差別についてちゃんと知ってもらおう」「解放に向けて活動している人に相談する」などの意見を出し合い、自らの問題として真剣に取り組もうとする姿勢が印象的だった。

